

足立区環境基金審査会傍聴要綱

18足環環発第416号

平成18年8月1日

環境部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、足立区環境基本条例（平成11年足立区条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴券等の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証（以下「傍聴券等」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日、受付で先着順により交付する。

3 傍聴証は、会長が特に必要と認める者に交付する。

4 傍聴券等の交付を受けた者は、傍聴券等に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第3条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入退場)

第4条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券等を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券等を係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、12人とする。ただし、傍聴証によって入場する者はこの数に加えない。

2 傍聴人が介護を要するときは、必要な介護人も傍聴人の数に加える。

(傍聴の禁止)

第6条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

(1) 危険とみなされるものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法で、自己の意志表明をしないこと。

(2) 議事の進行を妨げる音又は声をたてないこと。

- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用する等の示威的行動をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(審議非公開の場合の退場)

第10条 会長が審議を非公開とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要綱に違反し、係員の指示に従わないときは、会長がこれを退場させることができる。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。